

電気研究部OB会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は千葉工業大学文化会電気研究部OB会と称する。
第2条 OB会は事務局を、千葉工業大学文化会電気研究部内におく。

第2章 目的及び事業

- 第3条 OB会は会員相互及び電気研究部員との親睦を厚くし、電気研究部の発展に寄与することを目的とする。
第4条 目的達成のため相互の連絡を図り、会誌の発行、名簿の作成、現部員との親睦会等を行う。

第3章 会員構成と会費

第5条 OB会は旧電気研究部員及び電気研究部の発展に寄与した者により構成され、正会員、会員、準会員の制度からなる。

- 1、正会員：入会金及び年会費を納めた者
- 2、会員：年会費の未納となった者又は入会金のみの方
- 3、準会員：それ以外の構成員

第6条 正会員は入会金及び年会費を納入する。規定の年会費を前納した者については、終身会員とする。

第4章 役員

第7条 OB会は次の役員からなる。

- 1、会長 1名
- 2、理事 10名以内（含む、副会長1名、会計監査員2名、事務局担当2名）
- 3、事務局補佐 2名

第8条 会長及び理事は正会員であること、又事務局補佐は理事にかぎらず、現部員でも可とする。

第9条 役員の任期は1年とし、会長は前年度理事より選出され理事の再任は妨げない。

第5章 会議及び決議

第10条 総会は会長が召集し年一回以上、開催する。

第11条 総会での討議事項

- 1、会長及び理事の選出
- 2、前年度の収支決算の承認
- 3、本年度の予算審議の承認
- 4、会の運営、企画
- 5、その他

第12条 役員会は会長が召集し会の運営に関する総ての議事を役員3分の2以上で決議する。

第6章 運営

第13条の1 総会の開催及び通知、会員名簿、会誌の発行、会費取扱等、事務事項は事務局補佐が代行できる。

第13条の2 事務局担当は会員名簿及び担当年度内の発行物等の記録を管理する。

第7章 会計年度

第14条 OB会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 会則の変更

第15条 会則の変更は、役員会の決議により行われる。

第9章 再入会

第16条 正会員の資格を失った者が再入会する場合、再入会金を支払うことによって正会員に復帰することができる。

第10章 補則

第17条 会費の納入は、原則として年度毎に前納するものとする。

第18条 会費の納入は、指定口座の振込むものとする。

第19条 理事の選出は、卒業年度を平均するよう、総会参加者は選出しなければならない。

第20条 正会員は、事務局のすべての発行物を受けられるが、会員はOB総会の通知を3年だけ受けられる。

第21条 本会則は、昭和57年11月22日より実施する。

付則

- 1、電気研究部OB会の入会金は1,000円、再入会金は1,000円、年会費は1,000円とする。
- 2、満65才までの年会費、または10,000円(準会員は別途入会金が必要)のどちらか多い方を一度に納めた者は終身会員とする。

昭和58年11月19日一部変更。同日施行。

平成5年11月21日一部変更。同日施行。

平成9年11月23日一部変更。同日施行。

平成10年11月23日一部変更。同日施行。